書類の説明

《内容説明》
・麻薬取扱者免許証の記載事項に変更が生じた場合

《提出書類》
・麻薬取扱者記載事項変更届
・麻薬取扱者免許証（原本）

《留意事項》
・次の場合には、変更を生じた日から１５日以内に届け出てください。
（１）麻薬卸売業者及び小売業者にあっては、業務所の名称、住所、氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称）が変更した場合。なお、開設者の変更又は業務所の移転等、医薬品医療機器等法に基づく廃業・新規の場合は業務を廃止して新規の申請が必要です。
（２）麻薬施用者にあっては、業務所の所在地、名称及び住所、氏名が変更になった場合。
（３）麻薬管理者にあっては、業務所の名称及び住所、氏名が変更した場合。なお、開設者の変更又は業務所の移転等、医療法に基づく廃業・新規の場合は業務を廃止して新規の申請が必要です。

・変更を生じた日から１５日以内に届け出なかった場合は、遅延理由書を提出してください。

・氏名の変更については、変更の事実を証する書類（戸籍個人事項証明書等のコピー）を提出してください。また、麻薬施用者免許証等に旧姓の記載を希望する場合、麻薬施用者記載事項変更届の氏名欄には、旧姓を括弧書きにて新姓の後に併記してください。

・麻薬施用者が業務所を変更する場合であって、変更に伴い新たに麻薬業務所となる場合は、麻薬保管庫の構造等を示すもの及び麻薬保管庫の位置を示す見取図が必要となります。ただし、麻薬施用者で、院外の麻薬処方せんの交付のみを行う等、麻薬診療施設に麻薬を保管しない場合は、麻薬保管庫の構造等を示すもの等は不要です。この場合は、変更の事由欄に「麻薬を保管しない」旨記載してください。

・麻薬施用者の業務所変更に伴い、当該麻薬診療施設における麻薬施用者が２名以上となる場合があります。この場合、事前に麻薬管理者の申請が必要となりますので、十分注意してください。

・麻薬施用者の業務所変更に伴い、変更前の麻薬診療施設が麻薬業務所でなくなる場合は、別途「残余麻薬届」が必要です。※残余麻薬届参照

※処理欄

麻薬（　　）者免許証記載事項変更届

免許証の番号			第　　号	免許年月日	年　月　日
変更すべき事項					
変更前	麻薬業務所	所在地			
		名称			
	住所				
	氏名				
	従たる施設	所在地			
		名称			
変更後	麻薬業務所	所在地			
		名称			
	住所				
	氏名				
	従たる施設	所在地			
		名称			
変更の事由及びその年月日					

上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。

年　月　日

〒　－
住　所
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏　名（フリガナ）
（法人にあっては、名称）

長崎県知事　　様

（注意１）変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。
（注意２）※欄には記載しないこと。

※	※受付欄	※保健所受付欄

※処理欄

麻薬取扱者免許証記載事項変更届遅延理由書

年　　月　　日

長崎県知事　　様

麻薬業務所所在地

麻薬業務所名称

麻薬免許の種類　　麻薬免許番号　第　　号

氏　　名

（法人にあっては名称）

麻薬及び向精神薬取締法第９条の規定により、麻薬取扱者は免許証の記載事項に変更を生じたとき、１５日以内に、免許証を添えて届け出なければならないところ、下記事由により提出が遅れました。

今後、この様なことのないよう十分に注意いたしますのでよろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

記

遅延理由

（注意）※欄には記載しないこと。

※	※受付欄	※保健所受付欄